

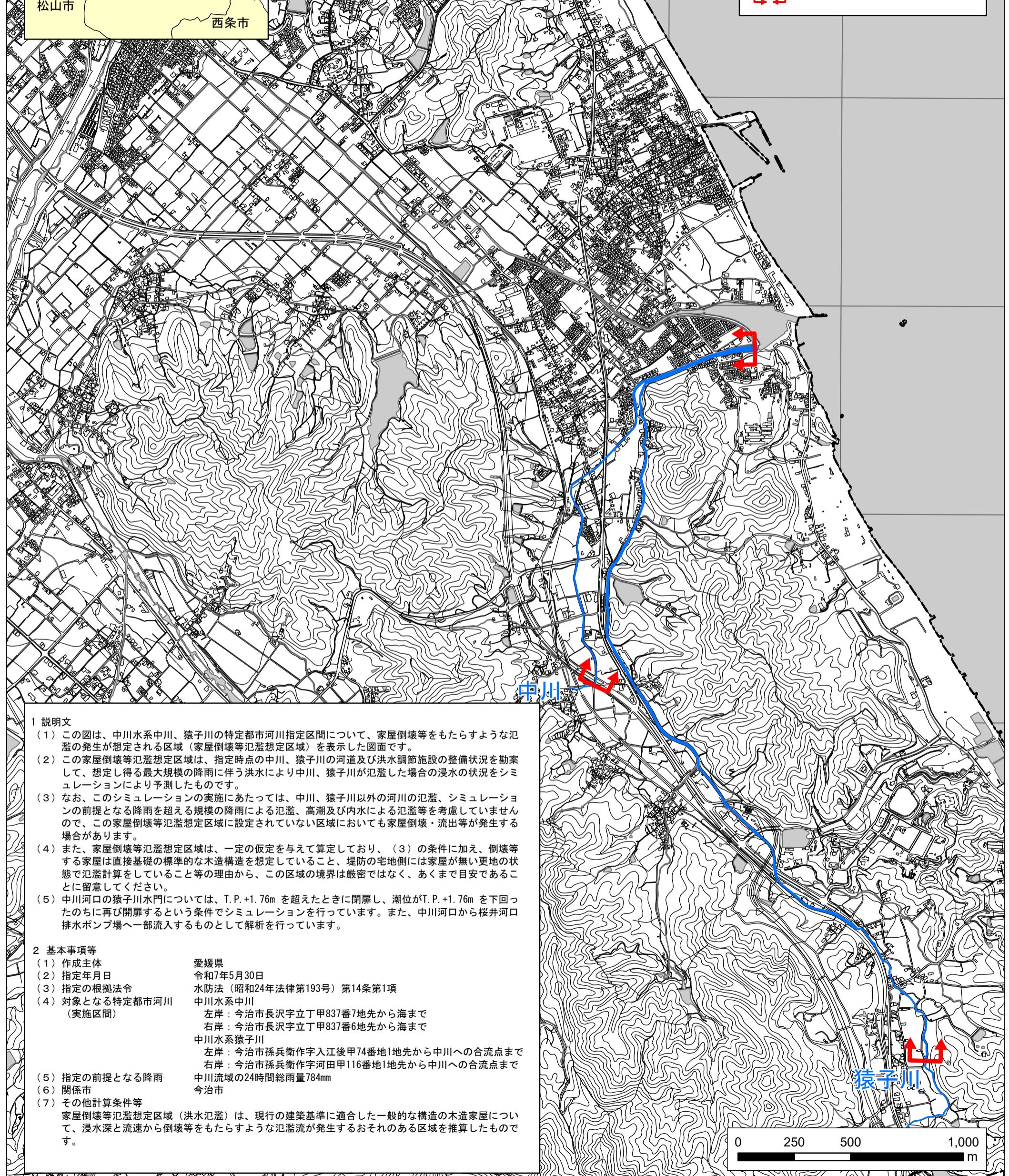
中川水系 中川・猿子川 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模)[氾濫流]

位置図



凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町村界
- 特定都市河川指定区間



1 説明文

- (1) この図は、中川水系中川、猿子川の特定都市河川指定区間にについて、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、指定時点の中川、猿子川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により中川、猿子川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、中川、猿子川以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に設定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造構造を想定していること、堤防の宅地側には家屋が無い更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- (5) 中川河口の猿子川水門については、T.P.+1.76m を超えたときに閉扉し、潮位がT.P.+1.76m を下回ったのちに再び閉扉するという条件でシミュレーションを行っています。また、中川河口から桜井河口排水ポンプ場へ一部流入するものとして解析を行っています。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 愛媛県
- (2) 指定年月日 令和7年5月30日
- (3) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
- (4) 対象となる特定都市河川
中川水系中川
左岸：今治市長沢字立丁甲837番7地先から海まで
右岸：今治市長沢字立丁甲837番6地先から海まで
- 中川水系猿子川
左岸：今治市孫兵衛作字入江後甲74番地1地先から中川への合流点まで
右岸：今治市孫兵衛作字河田甲116番地1地先から中川への合流点まで
- (5) 指定の前提となる降雨 中川流域の24時間総雨量784mm
- (6) 関係市 今治市
- (7) その他計算条件等
家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）は、現行の建築基準に適合した一般的な構造の木造家屋について、浸水深と流速から倒壊等をもたらすような氾濫流が発生するおそれのある区域を推算したもので